

3 畜産第 1357 号

3 経営第 2320 号

令和 3 年 12 月 23 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿

農林水産省畜産局企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金及び日本公庫資金円滑化貸付事業について(平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知)に基づく実質無担保・無保証人貸付の対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

沖縄振興開発金融公庫総務部長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金の対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、

個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、（一社）J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、購買事業に係る代金の支払時期の弾力的な運用等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社)J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更など柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通や購買代金の弾力的な運用等に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号

3 経営第 2320 号

令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1% 増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1% 増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1 % 増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1 % 増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

なお、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社)J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

3 畜産第 1357 号
3 経営第 2320 号
令和 3 年 12 月 23 日

全国農業信用基金協会協議会会長理事 殿

農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社)J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

これら新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の資金繰り支援については、令和 2 年 2 月 7 日付けの要請文書の発出を皮切りに、各機関に対して繰り返し要請しているところであり、抑制的な生産の取組に参画すること等により経営に影響が生じた酪農生産者は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知)に基づく利子助成金並びに農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知)に基づく保証料免除及び実質無担保・無保証人保証引受けの対象となります。

生産基盤の毀損を抑止するための抑制的な生産の取組は、回復後に必要となる生産基盤の強化にとって、非常に重要な取組であることに鑑み、引き続き、貴会会員である農業信用基金協会において、個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に御対応いただくなど柔軟かつきめ細かな御配慮をお願いいたします。

また、こうしたことを踏まえ、酪農生産者の経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置し、持続的な営農継続に必要な資金の円滑な融通に努めていただくよう、周知をお願いいたします。

3 畜産第 1357 号

3 経営第 2320 号

令和 3 年 12 月 23 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省畜産局企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

酪農生産者に対する既貸付金の償還猶予及び資金の円滑な融通等について

我が国の酪農情勢については、新型コロナウイルス感染症による牛乳乳製品の業務用需要の減退が回復しきっていないため、脱脂粉乳等の在庫が過去最高水準に達しつつあるなど生乳需給が緩和傾向で推移しています。このため、需給状況の改善を目的に北海道の生産者の取組として令和 4 年度の生乳生産について、これまでの増産型計画生産から令和 3 年度目標数量比 1%増と抑制的な目標数量を設定し、その達成に取り組むことが決定されたところです。また、(一社) J ミルクにおいて、全国の生産者を対象として、年末年始及び年度末の飲用牛乳の不需要期における生乳の出荷抑制の取組への支援を行っているところです。

このような中、生産基盤の強化に向けた投資を行い、増産により償還財源を確保する計画を立てていた酪農生産者が、上記の抑制的な生産に取り組むことにより、当初の計画通りの償還財源の確保が困難となる可能性があります。

つきましては、関係団体に対し、別添写しのとおり依頼しましたので、御了知いただくとともに、貴職におかれましても、貴管下関係団体に対し適切な御指導をお願いします。